



# 税務調査でチェックされる「交際費と隣接費用②」

週刊税務通信2020年7月13日号No.3613「税務調査を乗り切るポイント」愛知吉隆著より

## 交際費と隣接する費用について

### 調査における交際費と隣接する費用のポイント

科目	ポイント	証票書類
福利厚生費	役員・従業員を対象としたもの 通常要する費用であること	慶弔規程、行事計画書、慰安旅行の日程表、写真などの記録、請求書・領収書
会議費	会議として実態があること 会議する場所として適当であること 通常要する費用であること	会議議事録、会議の案内書、参加者の名簿、請求書・領収書
手数料	一定の基準に基づいたもの 対価として適正な価額であること 相手との合意に基づいていること	契約書、相手先の住所・氏名、請求書・領収書、内容を明らかにする書類
広告宣伝費	不特定多数の者の対象であること 通常要する費用であること	広告物(内容の分かるもの)、請求書・領収書、広告宣伝に関する稟議書
一定の飲食費	一人当たり5000円以下の飲食費	内容を明らかにする書類(日付・参加者名・人数・金額・店名)

#### ①福利厚生費と交際費の区分

福利厚生費は、「専ら従業員の慰安のため」のレクリエーション費用等で、「通常要する費用」の範囲であれば交際費から除かれます。従業員には専属的な下請け業者や元従業員、従業員の家族も含まれます。福利厚生費は、機会均等であつ一般的な行事・金額が原則なので、特定の者のみを対象とした支出は該当しません。

⇒調査官は、レクリエーション費用の内容・参加者について、企画書・稟議書・参加者名簿等でチェックします。

#### ②会議費と交際費の区分

会議費は、会議に関連して茶菓子・弁当を供与するために通常要する費用であれば交際費になりません。調査では、会議の実態、会議にふさわしい場所、金額(一人3000~5000円が目安)を確認しますが、会議の実態が伴えば、多少金額がかかっても問題ないと考えられます。また、会議と親睦を兼ねた研修・旅行の場合、主たる目的がどちらにあるかで扱いが変わります。⇒調査官は、カリキュラムやスケジュール、参加者等を見て判断。

#### ③手数料と交際費の区分

あらかじめ決められた契約等に基づき支払われる手数料は、合意に基づく経済行為であり、謝礼等の贈答とは異なり、交際費にはなりません。調査では、手数料を支払う根拠となった契約等を確認し、役務提供の内容と対価として適正な価格であるかを確認します。特に、現金では払われた場合は、領収書とその裏付けの確認(反面調査)を行うこともあります。契約書があつたとしても、支払額に会社側の恣意性が働き、相手先によって金額に隔たりがあると、交際費に認定される場合がありますので、合理的な説明が出来るようにしておきましょう。

#### ④広告宣伝費と交際費の区分

不特定多数の者に対して広告宣伝の目的をもって物品を贈答する場合、相手の関心を得るより広く商品や企業を知ってもらうための販売促進を意図したものであるため、交際費となりません。調査では、物品の配布目的と対象とする範囲について、企画書・稟議書・報告書を確認します。対象者を限定すると、交際費になりやすい。

【今月の経営格言】 お客様が大切にされているものを同じように大切にする  
by 田中敏則 (元積水ハウス営業マン)

「日本一住宅を売っている営業マンの営業の手帳」より